

豊田市文化財保存事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、文化財保存事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）文化財 文化財保護法（昭和25年法律第214号）、愛知県文化財保護条例（昭和30年愛知県条例第6号）及び豊田市文化財保護条例（昭和51年条例第24号）の規定により指定を受けた文化財をいう。

（2）文化財保存事業 市内に存する文化財を保存するための維持、整備、修繕等に係る事業で、別表に掲げるものをいう。

（補助金の交付目的）

第3条 この補助金は、文化財保存事業に要する経費の一部を補助することにより、当該文化財の保存を図り、もって市民の文化の向上に資することを目的とする。

（補助事業者）

第4条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

（1）文化財の所有者又は管理者で、文化財保存事業を行う者

（2）前号に定める者のほか、市長が特に必要と認める者

2 伝統的郷土芸能保存維持事業、伝統的郷土芸能保存修理事業及び郷土の先人顕彰事業に係る補助事業者の認定条件は、別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（2）暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

（3）法人又は団体の場合で、その役員等に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を

(3) 補助金を交付する年度内に事業の完了が確実なものであること。

(4) 伝統的郷土芸能保存修理事業については1件の補助対象経費が10万円を、民俗文化財保存修理事業のうち、無形民俗文化財の保存修理事業については1件の補助対象経費が20万円を、有形民俗文化財の保存修理事業については1件の補助対象経費が30万円を、それぞれ超えていること。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、別表に掲げる経費とする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額以内で市長が定める額とする。

(1) 別表第1項から第4項までに掲げる補助事業 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、国又は愛知県の補助対象となった補助事業については、補助対象経費から当該補助に係る補助金を控除した額に2分の1を乗じて得た額

(2) 別表第5項に掲げる補助事業 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額

(3) 別表第6項から第10項までに掲げる補助事業 補助対象経費に3分の2を乗じて得た額。ただし、国又は愛知県の補助対象となった補助事業については、補助対象経費から当該補助に係る補助金を控除した額に2分の1を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は別表に掲げる上限額を限度とする。

3 第1項第3号の規定にかかわらず、民俗文化財保存修理事業及び有形文化財保存修理事業のうちの建築物の保存修理については、次に掲げる条件を2以上満たす場合で市長が特に必要と認めるときは、10分の8を乗じて得た額まで補助金額とすることができる。

(1) 市長が、補助事業者が希望する修理方法を上回る条件の修理を課した場合

(2) 当該建築物が、補助事業者にとって通常的な使用価値がなく、おおむね保有しただけの状態にある場合

(3) 補助事業者の構成員が少なく、当該構成員に過度の負担を強いることとなる場合

4 補助金の額の算定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

- 3 補助金等の交付の申請をしようとする補助事業者は、補助金等の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- （実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業等が完了（廃止及び中止を含む。以下「完了等」という。）したときは、完了等の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、文化財保存事業補助金実績報告書（様式第2号）に収支決算書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（事前着手届）

第10条 補助金の交付決定通知を受ける前に補助事業に着手しようとする補助事業者は、あらかじめ市長に文化財保存事業事前着手届（様式第3号）を提出しなければならない。

（交付の方法）

第11条 補助金は、補助事業の完了後に交付するものとする。ただし、別表の交付方法の欄に完了払又は概算払とある補助事業については、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第12条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第4号により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（交付決定の取消し又は補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させなければならない。

(4) その他補助金の運用等を不相当と認めたとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第2条、第6条、第7条及び第10条関係）

文化財保存事業、補助対象経費、上限額及び交付方法

- 注意 1 報償費は、外部から招へいた講師等に係るものに限る。補助事業者の構成員に係る報償費は認めないものとする。ただし、補助事業者の構成員であっても、補助事業に係る活動以外で修得した技能等により招へいされたと認められる場合は、この限りでない。
- 2 この表の規定にかかわらず、棒の手保存会が行う無形民俗文化財保存維持事業については、正規会員数及び前年度実績を勘案して、1団体につき20万円を上限額とすることができるものとする。
- 3 この表の規定にかかわらず、郷土の先人顕彰事業については、備品購入費を補助対象経費としないものとする。
- 4 この表の規定にかかわらず、民俗文化財保存修理事業のうち無形民俗文化

財については、備品購入費を補助対象経費とすることができるものとする。

- 5 由緒・来歴が明確で、歴史的価値を有すると認められる文化財を保存するための施設の整備事業を文化財保存施設整備事業その2とする。
- 6 この表の規定にかかわらず、文化財保存事業の6項から10項までの事業に係る旅費及び報償費については、国又は愛知県の補助対象となった補助事業において、文化財の修理・保存に当たっての指導を受けるために招へいした文化財保護審議会委員、専門家等に支払う場合に限るものとする。
- 7 この表の6項及び7項のうちの建築物について、消防法の定めによる機器及び国・県の補助対象となった消防設備の設置費及び点検費を補助対象経費とすることができるものとする。なお、この場合の補助事業に関しては、第5条第4号の規定を適用しない。

年 月 日

豊田市長 様

(申請者) (郵便番号) 所在地 _____

名 称 _____

(フリガナ) _____

代表者氏名 _____

生 年 月 日 _____ 年 月 日生

電 話 番 号 _____ () _____

年度 文化財保存事業補助金交付申請書

年度において文化財保存事業を実施したいので、豊田市補助金等交付規則第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業の種類	保存維持	☐ 有形民俗文化財保存維持事業 ☐ 無形民俗文化財保存維持事業 ☐ 伝統的郷土芸能保存維持事業 ☐ 郷土の先人顕彰事業			
	修理整備	☐ 伝統的郷土芸能保存修理事業 ☐ 民俗文化財保存修理事業 ☐ 有形文化財保存修理事業 ☐ 史跡・名勝・天然記念物保存整備事業 ☐ 文化財保存施設整備事業その 1 ☐ 文化財保存施設整備事業その 2			
補助金交付申請額	金 円				
補助事業の目的					
補助事業の内容及び実施方法					
連絡先	郵便番号		住 所		
	氏 名		電話番号		

- 記入上の注意
- 1

☐のところは、該当するものにレ印を付してください。
- 2

連絡先の欄には、補助金に関しての連絡先及び関係書類の送付先を記入してください。（申請者と同じ場合は、記入不要です。）
- 添付書類
- 1

収支予算書
- 2

申請者が法人又は団体の場合は、定款、規約その他これらに類する書類
- 3

申請者が法人又は団体の場合は、役員又は会員の氏名、住所及び生年月日が記載された書類
- 4

申請しようとする補助事業が国又は愛知県の補助対象となったものである場合は、当該国又は愛知県の補助金交付申請書に添付したものと同一書類

豊 田 市 長 様

住 所 _____

名 称 _____

代表者名 _____

年度 文化財保存事業補助金実績報告書

____年 ____月 ____日付豊財発第 _____ 号で補助金交付決定を受けた下記事業を完了
（廃止・中止）したので、豊田市補助金等交付規則第 1 0 条の規定により報告します。

記

1 事業名

_____ 事業

2 事業実績および効果

3 添付書類

（1）収支決算書（様式第 5 号）

（2）領 収 書

（3）活動記録

（4）記録写真

（5）請 求 書

年 月 日

豊田市長 様

(郵便番号)

(届出者) 所在地 _____

名 称 _____

(フリガナ)

代表者氏名 _____

電 話 番 号 _____ () _____

年度 文化財保存事業事前着手届

年度の文化財保存事業につきまして、補助金の交付決定通知を受ける前に着手したいので、豊田市文化財保存事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により次のとおり届け出ます。

補助事業の種類	☐ 有形民俗文化財保存維持事業 ☐ 無形民俗文化財保存維持事業 ☐ 伝統的郷土芸能保存維持事業 ☐ 郷土の先人顕彰事業
事前着手年月日	年 月 日
事前着手の理由	☐ 年間を通して団体を維持するため ☐ 緊急を要する修繕又は期間を要する修繕を行うため ☐ その他事業の性格上やむを得ない事由があるため (事由)

備考 1 この届出により補助金の交付決定が確約されるものではないことを承諾します。

2 補助金の交付決定がなされなかった場合又は補助金の交付決定の前に天災等により事業を中止した場合は、事前着手に係る費用を届出者（届出者と申請者が異なる場合は、申請者）が負担することを承諾します。

年 月 日

豊田市長

報告者

住 所

氏名又は名称及び代表者氏名

年度豊田市文化財保存事業補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定の通知があった 年度豊田市文化財保存事業補助金に係る消費税等仕入控除税額について、豊田市文化財保存事業補助金交付要綱第 1 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

1 額の確定の通知額

円

2 実績報告時に減額した補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

3 確定した補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

4 補助金返還相当額（3 の金額から 2 の金額を差し引いた額）

円

5 添付書類

3 の補助金に係る消費税等仕入控除税額の積算内訳など

注：補助金に係る消費税等仕入控除税額が 0 円の場合でも提出すること。